

逆火事故防止のために、可燃性ガス・酸素ガスに乾式安全器

# つけてますね!!

調整器からガス集合装置・配管・大型切断機械まで

## 点検していますか？



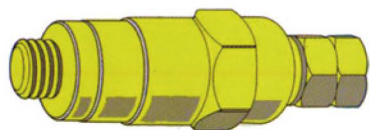
労働安全衛生総合研究所技術指針 (JNIOSH-TR-48 : 2017)

ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針に基づき

乾式安全器の自主検査を1年に1回以上実施してください。

更に使用開始から3年に1回は、メーカーによる検査を受けなければなりません。

新品



継続使用中



新品 逆火の消炎フィルタ

メーカーによる  
検査なし



## 点検軽視!! 逆火発生!!

定期点検（自主検査及びメーカーによる検査）を行わず使用を続けた場合、メーカーの機能保証はなくなります。  
その上で整備不良が原因で逆火事故が発生した場合、お客様は逆火防止装置の装着義務違反に問われる場合があります。



●日本乾式安全器工業会会員各社  
厚生労働省告示又は産業安全技術協会  
技術指針適合の各社

岩谷瓦斯株式会社 株式会社千代田精機  
小池酸素工業株式会社 ヤマト産業株式会社  
高圧ガス工業株式会社 第一産業株式会社  
日酸 TANAKA 株式会社 信和ガス装置株式会社(順不同)  
株式会社阪口製作所

販売業者名

全国高圧ガス溶材組合連合会 日本乾式安全器工業会



# 乾式安全器はかならず点検して下さい!!

## 乾式安全器の設置義務及び定期自主検査義務

小さな「逆火」でも火災や人身事故につながる危険性が大きく、この安全対策と社会的損害防止のため「逆火防止器」（乾式安全器）の設置及び定期自主検査が義務づけられています。

### ■高圧ガス保安法（一般高圧ガス保安規則 第60条13号、14号）

溶接又は熱切断用アセチレンガス及び天然ガスの消費設備には、逆火防止装置（乾式安全器）を設ける。

### ■高圧ガス保安法（第24条の5 消費の基準違反）

この規定に違反したものは、法第83条2号の定めにより、30万円以下の罰金に処せられる。

### ■労働安全衛生規則（第310条2号 安全器の設置義務）

ガス集合溶接装置は、主管及び分岐管に安全器を設け、1つの吹管に対し安全器が2個以上になるよう設置すること。この安全器は、水封式安全器あるいは乾式安全器が使用できます。（労働省告示第116号）

### ■労働安全衛生規則（第317条 定期自主検査）

ガス集合溶接装置は、1年以内ごとに1回、定期に、装置の損傷、変形、腐食等の有無及びその機能について、自主検査を行わなければならない。

## 労働安全衛生総合研究所技術指針（JNIOSH-TR-48：2017）

ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針により定期点検を実施して下さい。

## お客様での自主検査の実施

お客様は正常に使用中の乾式安全器でも、年1回以上の保守点検のための「自主検査」を行う必要があります。

発生した不合格品はメーカーで修理します。

### ■自主検査の方法

検査項目は「外観検査」「気密検査」「逆流試験」「遮断試験」等を行いますが、検査マニュアル及び自主点検工具セットは、メーカー及び日本乾式安全器工業会で用意しております。



## メーカーによる検査の実施

使用開始後、3年に1回は、メーカーによる検査を受けなければなりません。

### ■検査の標準要領

分解⇒洗浄⇒消炎フィルター・消耗部品取替⇒組立⇒性能試験⇒シール貼付

メーカーで分解し、修理可能かどうか判断します。

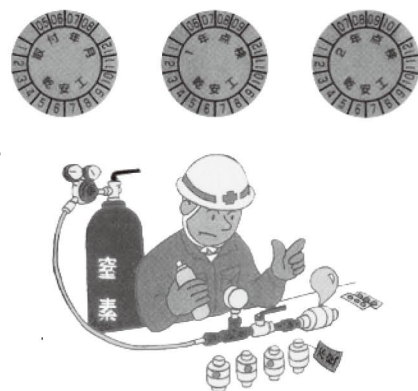
分解の結果、修理できない場合があります。

再検査を実施した場合は、「点検シール」を貼付します。

「点検シール」は次の点検時期、再検査時期が判ります。

再検査費用は有償となります。

標準取替部品以外に交換した部品についても実費を申し受けます。



## 新品との交換がお得です!!是非お勧めします。



①メーカー検査のためには、検査期間中の代替品が必要です。

②検査費用の他に送料が必要な場合があります。

③検査期間の管理が必要です。

下取り交換制度が有る場合もあります。詳しくは各メーカーにお問い合わせ下さい。

## 販売元の確認

安全性の確認ができない製品が譲渡されたり、ネットオークション等で売買されています。

販売元が不明な製品は、点検が不確実であり、製品の安全が確認できません。

製品の購入にあたっては販売元を十分にご確認ください。